

桜井市社会福祉協議会貸館規程

(旧桜井市福祉センター) 桜井市社会福祉協議会分館内 ボランティア室等

1. 設置目的
市民ボランティアへの支援と、自発的な活動を促進することにより、ボランティア活動の継続、活性化を推進することを目的とする。
2. 利用対象
桜井市ボランティアセンターに登録されているボランティアグループ、団体とする。
社会福祉の増進と福祉活動の推進に取り組む団体で、事務局長が特に利用を認める活動とする。
3. 使用要件
利用対象者が行うボランティア活動のうち、次のいずれかの要件に該当する活動であること。
(1) グループ、団体の会議、打ち合わせ、作業等。
(2) グループ、団体の会員対象の研修や講座等。但し、マイク等音響機材は使用しないこと。
4. 使用制限
利用対象者が行うボランティア活動のうち、次の要件に該当するものには使用を許可しない。
(1) グループ、団体の会員以外が参加する行事や事業
(2) 貸室以外の場所に、影響が出る行為や活動内容
(3) 飲食行為 (但し、活動に必要とされる場合は、申請時に申し出ること。)
(4) 「桜井市社会福祉協議会分館」及び貸室、及び付属物を破損するおそれがあるとき
(5) その他管理上支障があると認めるとき
5. 使用日時
使用不可 → 国民の祝日、12月29日～1月3日
使用時間 → 月曜日及び火曜日 午前9時～午後5時迄
 上記以外の日 午前9時～午後9時迄
 但し、午前の使用は12時迄、午後の使用は1時から、夜間の使用は午後6時からとする。
使用期間 → 連続3日以上使用することはできない。但し、事務局長が特に使用を認める場合は可。
6. 利用料金
貸館の利用料金は原則無料。但し、冷暖房使用期間は下記のとおり冷暖房費を申請者負担し、貸館申請時に徴収する。いかなる場合も返金は認めない。
期間 冷房：7月～9月、暖房：12月～2月
料金 9時～12時 100円、13時～17時 100円、18時～21時 100円、全日300円
但し、事務局長が特に認めた場合は免除とする。
7. 申し込み
申し込みは、使用する月の2カ月前の1日から、使用する日を含む7日前までに、桜井市保健福祉センター「陽だまり」内の桜井市社会福祉協議会の事務局に申し込む。受付は、月曜日から金曜日(休日を除く)の午前9時～午後5時迄とする。申し込みは、申請者が直接本会事務局に来局し、所定の申請書を提出し申し込む。電話等で空き状況を確認された場合、7日以内に申請書の提出が無ければ、無効となる。
申請後、申請内容に変更が発生した場合は、速やかに本会事務局に連絡する。
8. 使用上の注意
使用前に、貸館の担当職員に使用確認を得る。使用時間は、準備・片付けの時間を含む。使用にあたっては、節電等資源の節約に努める。使用後は、必ず清掃し、使用中に出たごみは、持ち帰る。使用した備品等を原状に戻し、貸館の担当職員の点検・確認を得る。
9. 使用取り消し
次の事項に該当するときは、ボランティア室の使用を停止、又は禁止する。
(1) 本会の貸館規程に反した場合。
(2) 災害その他不可抗力により、やむを得ない事由が発生した時。
(3) その他、本会事務局長が必要と認めるとき。
10. 損害賠償
使用中に生じた建物又は設備を棄損した場合で原状回復ができないときは、管理者の認定する損害額を賠償しなければならない。